

「-中/-前/-後」の構造：教養知識としての文法と 言語能力としての文法¹⁾

堀田 秀吾

1. はじめに

本稿では、私たちの脳が正確にわかっていることを私たちの意識が誤解している現象、すなわち、私たちの脳が「知っていること」と私たちがそう「思っていること」との違いを日本語の句接辞と呼ばれる現象の考察から論証する。しかし、なぜ今更このような言語学者にとっては半ば自明なことを本稿で論ずるのかと言えば、意外にも数ある言語学の研究の中で、特に日本語の構造に関して、本論のようにこのようなテーマを議論の中心に据えて論じた論説がほとんど見受けられないためである。それはおそらく、本来言語学が明らかにしようとしている課題からは逸れているため、そしてまた、上述したようにこの事実は言語学のコミュニティの間では半ば自明の理であることから、敢えて論じられることがなかったとも言えるだろう。しかしながら、それはあくまでも言語学コミュニティの中で知られているだけで、言語学のコミュニティにいない人々にとっては、やはりまだまだ知られざる事実なのである。

筆者はここ数年、裁判とことばの問題を研究テーマとして取り組んで来ているのだが、言語学コミュニティの中での同様の常識が世間には全くと言っていいほど知られていないがために、言語学が裁判で用いられる際に大きな誤解を持って受けとめられていることがしばしば見受けられる。アメリカの裁判では、裁判に言語学者による分析が利用される際には、通常、言語学者は専門家証人という形で呼ばれる。専門家証人は、事実認定者の一般常識だけでは判断し得ない事実に関して、専門家の助

言を行うというのが基本的な役割とされる。この点、言語学は、誤解を受けやすい非常に不利な立場にある。医学のようにその対象や方法、知識が素人の日常生活からかけはなれているものと異なり、言語は私たちが日常使用し、自由に操ることができるし、一般常識で十分に判断するものと考えられてしまうのである。したがって、わざわざ言語学者の知見を求めることはないと思われてしまい、言語学者の専門家証人としての証言が認められないケースがしばしばある²⁾。

一般常識というのは、学校で習った文法などに関する知識を指すもの、私たちが日常生活を通じて培った言語に関する（表面的な）知識と解されるが、非言語学者がどんなに『文法』に詳しくても、あるコンテキストによる言語使用について知識を持ち合わせていようと、言語について本当に「知っている」わけではない。例えば、日本の高校生達は携帯電話を自由自在に使いこなしているが、だからと言って、彼等が携帯電話の原理やメカニズムを知っているわけではない。したがって、問題が起きた時、困った時には専門家であるメーカーなどに相談するわけである。

言語の場合も同様である。やはり問題が起こった時には、言語科学の専門家による分析が必要なのである。本稿は、特に言語学以外を専門とする人々に対して、私達が教育を通じて得た知識による構文処理と人間の脳による実際の構文処理の違いを論証することを第一目的とする。

しかしながら、同時に、本稿で扱われる言語現象自体も、新しい視座からの議論であるため、言語学プロパーの研究としても分野の発展に寄与するものであると信ずる。

1.2 言語分析の専門家としての法律家と言語学者

法も言語によって規定され、運用されているわけだが、この法と実社会をつなぐ媒体である言語に真摯に取り組み、戦っている法律家は、紛れも無く「法の言語（language in law / language of the law）」の分析の

専門家である。言語学では、「言語能力（competence）」と「言語運用（performance）」を区別するが、この区別が、言語学者と法律家の言語への取り組み方、対象の違いを明確にしてくれる。言語能力とは、ごく手短かに言えば、ある言語の母語話者が、その言語を話せるようになるための認知機構と語彙体系を指し、言語運用とは、言語能力を使ってどのように言語が使われるかということである。この違いは、よく楽譜と演奏に例えられる。言語能力は楽譜で、演奏者（＝その言語の話者）が共有するリソースである。一方、言語運用はその楽譜をどのように演奏、表現するかというのは、演奏者によって異なるし、間違いを含む場合さえもある。法律家は、言語能力という観点は抜きにして、言語運用そのものを分析の対象とする。例えば、法律文や契約書などの様々な書類の文言は当然言語運用の産物であり、恐喝、名誉毀損などの言語使用が大きく関わる事件、および裁判を始めとした言葉を用いて行われる様々な司法過程における言語使用の分析は、全て言語運用の問題である。それに対し、言語学者は、言語能力を研究の対象とし、モデル化を行い、そのモデルから言語運用の実態・姿を説明する専門家である。

法律家は、言語能力という観点を抜きにして言語運用を分析していると述べたが、あえて言語能力に近いものを用いていると考えるなら、それは中学高校で学んだ文法（「学校文法」）であろう。しかし、学校文法は、こうあるべきだという規範的な姿を記述したものに過ぎず、言語表現の生成・理解のメカニズムを説明してくれているわけではない。ある現象をより正確に把握するには、その現象を生み出す原理を探ることが不可欠である。例えば、地球が太陽の衛星として太陽の周囲を回っているという基本的なメカニズムを知らなければ、天体の運動の正確な記述は不可能である。同様に、言語運用の形態・諸相は、それを生み出すメカニズムを知り得てこそ、初めてより正確な把握が可能になる。言語科学はこのメカニズムに関する学問であるわけであるから、その知見を

法における言語運用の分析に応用することの有用性は改めて言うまでもないだろう。

日本人である私たちは言語を普段、当たり前のように使い、そして自由に使いこなすことが出来るため、日本語に関しては使い方が「わかる」と思い込んでいる。また、私たちは、学校教育等を通して英語や国語の文法を習い、そこで得られた文法知識を利用して言語現象をある程度説明することができる。中学や高校で、国語が得意だったという人であれば、なおさら、自分は日本語の文法に関して自分はよく知っているのだと思うであろう。学校教育による文法教育を受けていない段階での子供達は、文の構造に関して説明を求めても説明することはできない。例えば、「昨日、僕はおすしを食べた。」という単純な文でさえ、その文の要素、構造、特徴を述べることに大きな困難を伴う。高校生、大学生とになればある程度、学校教育を通して得た品詞の知識などを駆使して、文の構造について説明ができるようになる。これが教養知識として習得された文法である。一方、言語能力としての文法は全く性質を異にする。学校教育等を通じて学ぶような文法に関する知識がなくても正しい言語使用かどうかを判断できる知識が言語能力であり、それを可能にするメカニズムが言語能力なのである。

このように、私たちが学校教育等を通じて修得した言語に関する「文法知識 (grammatical knowledge) 」と、幼少期からの言語活動を通じて習得された「言語能力」に基づいて脳が自律的に行う構文解析、すなわち「言語機能 (faculty of language) 」による構文解析は大きく異なる。以下、日本語の句接辞という言語現象を通じて、我々の文法知識と言語能力が異なるという事実を見ていく。

2. 句接辞

本節では、1 節で掲げた事項を論ずるための礎としてまず、句接辞 (Phrasal Affixes) という現象に関して説明を行う。一般的には、接辞は「語」につくと学校などでは教えられているし、またそう信じられている。以下の例を観察されたい。

1a. 快適 + -さ 快適さ

1b. ご- + 好意 ご好意

これらの例において、接尾辞「-さ」や接頭辞「ご-」は、それぞれ名詞、すなわち語という単位に結びついて考えられる。しかし、接辞の中には、語ではなく、より大きい単位である句についていると考えられるものがある。以下の例を比べられたい。

2a. 太郎の留守中 / 出国前 / 帰国後

2b. 太郎が留守中 / 出国前 / 帰国後

これらの「-中」、「-前」、「-後」も語についているのだろうか。その答えを以下で見えていく。

「-中」、「-前」、「-後」といった接辞は、通常、VN (verbal noun: 動名詞) と呼ばれる動詞・名詞の両方で機能する語と形態的に結合する。なぜ動名詞と呼ばれるかと言えば、動詞として機能しつつも、形態的には名詞としての性格を有するためである。次の例を比較されたい。

3a. 太郎がアイヌ語を研究する。

3b. [太郎のアイヌ語の研究]

3c. [太郎がアイヌ語を研究] 中

3d. [花子の地元の友達]

(3a)において、VN「研究」が動詞として機能していると考えることに異存はあるまい。たいていの場合、VNが動詞として機能する場合にはサ変動詞「する」を伴うため、「研究する」が動詞で、「研究」が「する」を伴わずに単体で現れる場合には名詞だと思えるかもしれないが、実はVNは「する」を伴わずに単体で動詞として機能する。その証拠のひとつが(3c)である。(3c)において、「研究」を中心として構成される名詞句(角括弧で括って示してある部分。便宜上、以下では「VN句」と呼ぶ)の中に現れている名詞句、すなわち「太郎」や「アイヌ語」が、通常、動詞の主語や目的語である場合に現れる「が」や「を」(以下、文格助詞[sentential case marker]と呼ぶ)を伴っている。通常、名詞句内に現れる名詞句は(3d)のように「の」格を伴って現れるはずであるから、(3c)のVN句は通常の名詞句とは機能していないことがわかり、かつ、(3a)のような通常文で、同じ名詞句が見せている格助詞の配列と(3c)での格配列が同じであるわけであるから、(3c)の「研究」というVNは、「する」を伴っていないにも関わらず動詞として働いていることがわかる。また、(3c)において、VNが動詞として働いているということは、このVN句は全体で「名詞句」ではなく「文(節)」を構成していることが予想される。以下、それを示す証拠を見てみることにする。

第一に、名詞句であれば動詞の目的語になれるわけだが、以下を比べていただきたい。

4a. 太郎が花子を支援した。

4b. * (次郎が花子の生活を保障し、) 太郎が学ぶを支援した。

4c. *円に関しては、アメリカが高いを支援した。

4d. *税率を設定するのに関しては、政府が[高く]を支援している。

4e. 太郎が[次郎のアイヌ語の研究]を支援した。

4f.*太郎が[次郎がアイヌ語を研究]を支援した。

(4a)の文において、「花子」は、動詞の目的語に付与される「を」格を伴い、動詞「支援」の目的語として働いている。この位置は名詞句のみが許容される。したがって、その位置が動詞や節によって代替されている(4b)や、形容詞や副詞によって代替されている(4c)は不適格な文になってしまう³⁾。この「花子」が現れている位置に、(3b)のVN句を挿入したのが(4e)、(3c)のVN句⁴⁾を挿入したのが(4f)である。(4e)が適格であり、(4f)が不適格であることから、VN句内の名詞句が「の」格を伴った場合には名詞句として機能し、文格助詞を伴ったVN句の場合には名詞句として機能していないことが明らかになる。

第二に、名詞句であれば、以下の(5a)のように主語になれるわけだが、「の」格名詞句のVN句は適格文になる(=5b)のに対し、文格助詞名詞句のVN句は不適格になる(=5c)。

5a. 運動会が順調に進行している。

5b. [次郎のアイヌ語の研究]が順調に進行している。

5c. *〔次郎がアイヌ語を研究〕が順調に進行している。

5d. *〔次郎がアイヌ語を学ぶ〕が順調に進行している。

(5c)の振る舞いは、(5d)のような通常の文の振る舞いと同じであることから、文格助詞を伴って現れるVN句が名詞句ではなく節として働いていることがわかる。

以上の事実を念頭に、次の事実を比べていただきたい。

- 6a. 抜け出すなら、[母さんの居間の掃除]-中/-前/-後] を狙え。
6b. 抜け出すなら、[母さんが居間を掃除]-中/-前/-後] を狙え。
7a. 抜け出すなら、[母さんの居間の掃除]-中/-前/-後] が最適だ。
7b.?抜け出すなら、[母さんが居間を掃除]-中/-前/-後] が最適だ。

(6)と(7)では、VN句が、接尾辞「-中/-前/-後」を伴って現れている。(6)では動詞の目的語として、(7)では形容動詞の主語として現れている。(6)と(7)において、全ての例が適格文であるということは、これら全ての「VN句+接辞」で構成されている句が名詞句であるということを示す。(6b)や(7b)のように、文格助詞を伴った名詞句と共起しつつも全体として名詞句(VN句)として働く節を名詞的節(nominal clause: Iida 1987)と呼ぶ⁵⁾。

「-中」の品詞、および働きは副詞を導く接続詞ではないのかというのが大方の人々の感覚ではないだろうか。ここまでの議論では文格助詞を伴った名詞句と共起するVN句、すなわち名詞的節が「名詞」であることを示すために、名詞の文や節との振る舞いとの違いを中心に見てきたが、副詞との関連を示していない。そこで、次に副詞との関連を見てみることにする。

通常、名詞句が副詞として機能するためにはか「に」などの助詞を伴う必要がある。次の文を比べていただきたい。

- 8a. *お盆 $\emptyset$ 、祖父から電話があった。
8b. お盆に、祖父から電話があった。

(8)においては、「お盆」が時を表す副詞的要素として使われているのだが、「に」を伴わなければ、(8a)のように非文になってしまう。このように、通常、純粋な名詞句は「に」格を伴わなければ副詞にはなれない。

では、問題の句接辞「-中/-前/-後」はどうだろう。これらの句接辞は、純粋な名詞である「お盆」とは多少、振る舞いを異にする。

9a. [母さんが中国へ旅行中/-前/-後] 祖父から電話があった。

9b. [母さんが中国へ旅行中/-前/-後] に、祖父から電話があった。

9c. 今年の暮れ(に) 祖父から電話があった。

(9a) と (9b) が両方とも適格であることからわかるように、「-中/-前/-後」は「に」を伴わなくても副詞であることを示しているように見える。しかし、時の表す名詞句は時として(9c)のように「に」を伴わずに副詞として働くことがある。すなわち、「-中/-前/-後」は、名詞としても副詞としても働けるのである。

では、(8) と (9) の事実を念頭に置き、次の文を見ていただきたい。

10a. 行くな [お盆] が一番いい。

10b. *行くな [お盆に] が一番いい。

10c. うちにくるなら [母さんが中国へ旅行中] がいい。

名詞は主語になれことを先に見たが、(10a)のように、「お盆」は純粋な名詞句であるので問題なく、主語となり得る。一方、(10b)のように、「お盆」が「に」を伴った場合は非文になることから、副詞は主語になれないということがわかる。では、問題の接辞「-中」はどうだろう。「-中」が副詞節であるならば、(10c)の文は非文になるはずである。しかしながら、(10c)は適格である。この事実が、「-中」は、やはり名詞句を構成しているということを示している。

しかしながら、もし句接辞「-中/-前/-後」が名詞句を構成するならば、なぜ(9a)のように、「に」を伴わない場合でも副詞句として機能するのだ

ろうか。日本語には、「昨日、明日、今日、去年、一生懸命、極力、実際」等のように「に」を伴わずとも副詞として機能できる名詞が豊富に存在する。「-中/-前/-後」も、これらの一種と考えられる。ちなみに、英語などでもこのような前置詞を伴わず副詞として機能する名詞は豊富にある。副詞的名詞句 (adverbial NP / bare-NP adverb) と呼ばれる名詞句である⁶⁾。

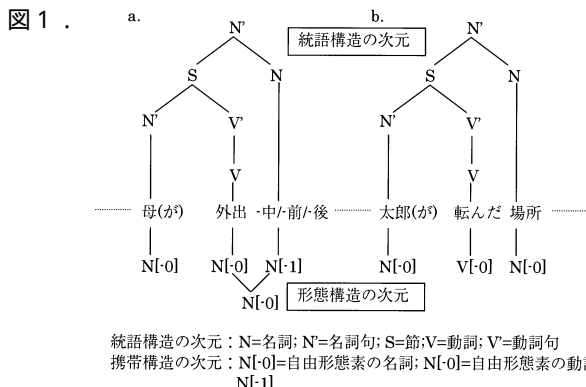
11a. John arrived last week.

11b. They went that way.

(11) では、下線の句は形としては名詞句だが、副詞的要素として機能している。本論で展開されている立場とは多少異なるが、英語における副詞的名詞句の統語的振舞いに関する詳しい分析はMcCawley(1988a)を参照されたい。

では、「-中/-前/-後」の話に戻るが、これらの接辞によって構成される名詞句はどのような構造をしているのであろうか。日本語では、「太郎が転んだ場所」という関係節を含んだ名詞句においては、「場所」が名詞句の核となる名詞であることに異存はあるまい。このような名詞句の中心的要素は、名詞句における主要部 (head) と呼ばれる。「-中/-前/-後」と言った接辞を用いて構成される句の統語構造に関する限り、「-中/-前/-後」があくまでも接辞で、単独では現れることができない拘束形態素 (bound morpheme) であることから、付加的要素であり、中心的な要素は直前に来る節であるように感じるが、実は、これらの接辞こそが名詞句の主要部であり、それを関係詞のように修飾しているのが直前に来る節なのである。多少、テクニカルになるが、以下の図を比較されたい。

図1左が名「-中/-前/-後」によって構成される名詞句、右が通常の関係節を含む名詞句である。点線より上が統語構造の次元を表し、点線より下が携帯構造の次元を表す。左右の句の統語構造を見ていただきたい。全



く同じ構造をしている。

形態的には、接辞が名詞と結びつく形をとっているが、これは通常のパターンなので全く問題はない。同様に、統語的には、名詞を節が修飾するという形をとっていることになるが、名詞句を含んだ関係節に代表される通常の統語構造の形なので、これもやはり問題はない。しかしながら、統語的には独立した要素であるのにもかかわらず、形態的には単独では機能できない拘束形態素であるという矛盾が、われわれの意識上の理解に混乱を招く。しかしながら、これまで見て来たように、われわれの脳に内在する脳内文法はこの不均衡をしっかりと認識しており、そのように処理しているのである。また、このような、文法部門（次元）ごとの構造の違いは、本論で展開されているような次元ごとの完全に自律的な分散処理という方法で行えば、既存の構造規則（構文パターン）のみでかくも単純に分析できるのである。

3 . 結語

以上、日本語の句接辞という現象から、教養知識としての文法と言語能力としての脳内文法の間に差異がある例を考察した。句接辞には、形

態構造と統語構造の不均衡が存在する。このような不均衡を含む構造は、非言語学者に大きな勘違いを起こさせたり、誤った分析・判断を促したりする原因となることが多い。なぜなら、われわれは、無意識のうちに両者の不均衡がないものと仮定しようとするがためである。または、教養知識としての文法知識が、不均衡を含まない構造からの誤った類推を招くためである。したがって、このような不均衡を見極めることは、より的確な言語分析を行っていく際に大変重要なのである。

この差異は、言語学者でさえも見落とすことがしばしば見受けられる。その端的な例が、本論で扱った句接辞の分析を行ったIida (1987) である。Iidaは、この現象を強引に説明するために、この構造にしか用いないアド・ホックな核付与規則を設定しているが、これも形態部門と統語部門の構造的な不均衡を見落とし、両部門の構造的均衡を前提として形態構造に関する情報を統語情報で扱ってしまっているがために生じたものである。英語にも日本語にも句接辞のように文法部門間で構造的な不均衡を有する現象は豊富にあるが、本論のように各文法部門における構造間の不均衡を許容する分析方法を用いれば、そのような構造的な不均衡を含む言語現象を扱う際にも、各部門の既存の構造規則に何の変更を加えることなくごく単純に分析を行うことができるのである。

最後に法言語学的な観点から少々コメントをさせていただきたい。言語学では、言語能力 (competence) と言語運用 (performance) を区別して言語の研究を行うが、法律家は、言語能力という観点は抜きにして、言語運用そのものを分析の対象とする。条文の解釈は当然、言語運用の分析であるし、ことばを用いて作成されている法律文や契約書等の文書の分析も言語運用の分析である。同様に、恐喝や名誉毀損などのようにことばを使って当該行為が達成される場合にも、その言語行為が言語運用そのものであるわけであるから、言語運用の分析が行われる。さらに、裁判をはじめとした司法過程の多くは、ことばを用いて行われたり、文

書を用いたりしているわけであるから、言語使用を含んでいるが、それらは全て言語運用に分類されるものであるから、常に言語運用の問題に直面していると考えられる。このように、法律家の仕事は言語運用に深く関わるもので、時としてその言語運用の様態、結果物の分析にも関わる。それに対し、言語学者は、言語能力を研究の対象とし、モデル化を通して言語運用の実態・姿を説明する専門家である。言語が言語能力と言語運用の両面を持っている以上、その両面をしっかりと押さえた言語分析が最も理想的である。したがって、その意味で、法と言うコンテキストにおける言語運用の分析の専門家である法律家と言語能力という観点からの言語の分析の専門家である言語学者が協働し、相補的に言語の問題に取り組んでいくことが望まれる。

注

- 1) 本稿は、文部科学省科学研究費補助金・若手研究B（研究課題名：「裁判と言語の諸相」、課題番号：14710384）の助成金に基づいた研究調査の一環として書かれたものである。
- 2) 例えば、*UNITED STATES v. John H. EVANS, Jr.* (910 F.2d 790; 1990)の事件では、Shuy博士の専門家証言が「陪審の一般知識の範囲」として排除されている。

“The court also found that the expert's testimony would not assist the jury because the subject matter of the testimony, conversation, was one which could be expected to be within the general knowledge of jurors.”
- 3) アステリク“*”がついている文は不適格な文であることを示す。不適格な文とは、母語話者が直観で「おかしい」、「変だ」と感じる文のことである。
- 4) 文や節は動詞を中心として構成される「句」であると考えられている。
- 5) ちなみに、Iida (1987) は、これらの接辞が直前の名詞、すなわち「掃除」だけについていると仮定し、結合の結果できあがった名詞が、例外的に文格助詞を伴った名詞句と共に起して、全体的に節を構成するという分析を提案しているが、この分析は大きな問題を伴っている。例えば、そのようなVN句が節という文法範疇（品詞）を構成するのであれば、なぜ（4e）と（5c）が、（6b）と

(7b) と適格性において同じ振る舞いを見せないのかが説明できない。

- 6) このような名詞句の生成には議論があり、本来伴っている前置詞を省略している(または音声的に実現されない)という立場(e.g. Bresnan & Grimshaw 1978)とそのような要素を認可する特殊な原理(e.g. Larson 1985)を仮定する立場がある。

参考文献

- Bresnan, Joan and Grimshaw Jane 1978. The syntax of free relatives in English. *Linguistic Inquiry* 9. 331-391
- Iida, Masayo 1987. Case-Assignment by Nominals in Japanese. *Working Papers in Grammatical Theory and Discourse Structure*, ed. by Iida, Wechsler and Zec, 93-138. Stanford: CSLI.
- 影山太郎『動詞意味論—言語と認知の接点』東京 くろしお出版 1996
- Larson, Richard K. 1985. Bare-NP adverbs. *Linguistic Inquiry* 16. 595-621
- McCawley, James 1988a. Adverbial NPs: Bare or Clad in See-Through Garb? *Language*, Vol. 64, No. 3, pp. 583-590
- McCawley, James 1988b. *The Syntactic Phenomena of English*, Chicago: The University of Chicago Press
- Sugioka, Yoko 1984. *Interaction of Derivational Morphology and Syntax in Japanese and English*. The University of Chicago, Ph.D Dissertation. (published by Garland, 1986)
- 高見健一『機能的統語論』東京 くろしお出版 1997